

○ふくおか県央環境広域施設組合副組合長の担任事務

〔平成31年4月1日〕
〔告示第6号〕

(趣旨)

第1条 この告示は、ふくおか県央環境広域施設組合（以下「組合」という。）の副組合長が組合の事務を担任することにつき必要な事項を定めるものとする。

(担任事務)

第2条 副組合長の担任事務は、次のとおりとする。

(1) 共管事務

- ア 重要施策の企画及び調整に関すること。
- イ 施設の再編協議に関すること。
- ウ 組合の議会及び総務に関する事務のうち、組合長が特に重要と認めること。

(2) 代表副組合長（副組合長のうち、ふくおか県央環境広域施設組合長の職務を代理する副組合長の順序を定める規則（平成31年ふくおか県央環境広域施設組合規則第4号）において第1順位に定めた者（その者に事故あるとき、又は欠けたときは、次順位に定めた者）をいう。）の担任事務

- ア 組合の議会及び総務に関すること。

(3) 副組合長のうち、飯塚市長の職にある者の担任事務

- ア 桂苑、穂波苑及び筑穂園に関すること。
- イ ごみ燃料化センター、リサイクルセンター及び汚泥再生処理センターに関すること。
- ウ 飯塚市清掃工場及び埋立処分場、飯塚市リサイクルプラザ、飯塚市環境センター並びに飯塚市斎場に関すること。

(4) 副組合長のうち、嘉麻市長の職にある者の担任事務

- ア ごみ燃料化センター、リサイクルセンター及び汚泥再生処理センターに関するこ

と。

イ 嘉麻市嘉麻クリーンセンター及び最終処分場、嘉麻市嘉麻浄化センター並びに嘉
麻市嘉麻斎場に関すること。

(5) 副組合長のうち、桂川町長の職にある者の担任事務

ア 桂苑、穂波苑及び筑穂園に関すること。

(6) 副組合長のうち、小竹町長の職にある者の担任事務

ア 汚泥再生処理センターに関すること。

イ 飯塚市斎場に関すること。

2 前項第3号から第6号までに定める者のいずれかが組合長の職にあるときは、当該各号
に掲げる事務については、組合長が担任するものとする。

(担任の特例)

第3条 副組合長のいずれかに事故があるとき、又は欠けたときは、その担任事務は、他
の副組合長が担任する。

2 前条第1項第2号から第6号までの規定にかかわらず、組合長が特に必要と認めるとき
は、副組合長のうち当該各号に定める者以外の者にその事務を担任させることができる。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。